

**飯能市乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
実施事業者募集要項**

令和8年1月

飯能市こども支援部保育課

1 募集概要

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「本事業」という。）の体制を整備するに当たり、本事業を実施する事業者の募集を行います。

2 事業開始日

令和8年4月1日

※ 令和8年4月1日の事業開始が困難な場合は、実施体制が整い次第の事業開始を可能とします。

3 事業対象施設

市内に所在する保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業）、幼稚園、認可外保育施設

4 応募要件

応募の際は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 応募時点において、「3 事業対象施設」のいずれかの施設を運営していること
- (2) 事業開始日までに実施体制が整っていること
- (3) 本事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力を有し、継続的かつ安定的に事業運営ができること
- (4) 児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準に該当すること

5 事業内容

- (1) 対象となるこども

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月から2歳までのこども

- (2) 利用可能時間

こども1人当たり月10時間を上限

- (3) 実施方法

ア 一般型（在園児合同）

施設の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と合同で預かる方法

イ 一般型（専用室独立実施）

施設の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と別の専用スペースを設けて預かる方法

ウ 余裕活用型

施設の定員に達していない場合に、定員の範囲内で在園児と合同で預かる方法（ただし、保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業）に限る。）

（4）利用方式

ア 柔軟利用：利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

イ 定期利用：利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法

6 設備基準及び職員配置

飯能市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守するものとします。

（1）一般型

① 設備基準

・乳児室（0歳・1歳児） 1人につき 1.65 m^2

・ほふく室（0歳・1歳児） 1人につき 3.3 m^2

・保育室・遊戯室（2歳児） 1人につき 1.98 m^2

※ その他の基準は、飯能市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第21条に定めるとおりとする。

② 職員配置

・0歳児 おおむね3人につき職員1人以上

・1歳・2歳児 おおむね6人につき職員1人以上

・半数以上は保育士であること。

・最低2人の職員を配置すること。

・乳児等通園支援事業の専任であること。

※ 保育所等と一体的に運営されている場合で、保育所等の職員の支援を受けることができる場合は、職員1人で処遇できる乳幼児数の範囲において、乳児等通園支援事業の専任は1人とすることができる。

（2）余裕活用型

① 設備基準

施設・事業所の区分ごとに、当該施設又は事業所について定める設備基準によるものとします。

② 職員配置

施設・事業所の区分ごとに、当該施設又は事業所について定める配置基準によるものとします。

7 納付金額

(1) 基本分単価

給付は、利用実績に応じ、年齢に応じてこども1時間あたりの金額を支払います。(0歳児1,700円、1・2歳児1,400円)

※ こどもの年齢に応じた単価は、年度当初の年齢に応じた単価とします。

※ こども一人当たり月10時間の利用を上限として補助します。

(2) 加算分単価

こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行います。

・障害児もしくは要支援家庭のこども加算(1時間あたり600円)

・医療的ケア児加算(1時間あたり2,500円)

・初回対応加算(1回あたり0歳児1,700円、1・2歳児1,400円)

※ 事前面談を30分以上実施、事後面談を10分以上実施

・生活困窮家庭等負担軽減加算(1時間あたり 生活保護世帯300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合及び要支援家庭である場合200円上限)

※ 市が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

・保護者支援面談加算(1回あたり1,400円)

※ 利用しているこどもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。

8 利用料金

(1) 利用料金は1時間あたり300円を標準とし、施設で設定します。

(2) 利用料金に加えて、あらかじめ利用者の同意を得たうえで、必要に応じて昼食代やおやつ代などの実費相当額を徴収することができます。

9 利用のキャンセル

利用者のキャンセルについては、事業者ごとにキャンセル料を定めることができます。

利用当日の午前0時以降のキャンセルについては、利用者の一月当たりの利用可能時間(10時間)から減算され、事業者への給付の対象となります。

(※ 事業所都合でキャンセルとした場合は、減算はされません。)

10 応募方法

応募を行う事業者は、以下のとおり応募書類の提出を行うものとします。

(1) 提出書類

	書類名
1	飯能市乳児等通園支援事業認可申請書 ・様式第1号その1 ・様式第1号その2又はその3(実施計画書)
2	確認表
3	誓約書兼役員等名簿(別紙)
4	定款又は寄附行為(後日提出可)
5	法人登記簿
6	乳児等通園支援事業所内部の規程(運営規程)
7	職員一覧表
8	経営の責任者の履歴書
9	職員の雇用契約書・履歴書
10	職員が保育士の資格を有することを証する書類
11	保育従事者が研修(市長が指定したものに限る。)を修了したことを証する書類
12	建物の平面図(実施場所を示した上で面積を記入)等
13	乳児等通園支援事業に係る収支予算書
14	直近の財務諸表(財産目録を含む。)

(2) 提出期限

令和8年1月30日(金)

(3) 提出先

飯能市こども支援部保育課

(4) 提出方法

提出書類を保育課メールアドレス(hoiku@city.hanno.lg.jp)に送付

1.1 スケジュール

日程	内容
令和8年1月	事業者募集開始
1月30日(金)	事業者募集締切
2月上旬	審査
2月下旬	事業者認可